

□ 2004年度活動方針（案） □

◆ 今年度の活動方針の重点 ◆

- ①県が作った「埼玉県放課後児童クラブ運営基準（以下「運営基準」）」を学び、活用して、県施策の充実と、「学童保育」制度の確立を図る。
 - ・個別問題としては、大規模問題、指定管理者制度
- ②次世代育成行動計画への適切な対応。
- ③「運営基準」「次世代育成行動計画」への取り組み等を通して、学童保育の認知度をより一層高める。
- ④指導員の研修体制の充実と体系化を図り、保育力量の向上を図る。
 - ・保育指針作り、研修の体系化、実践記録集の作成と活用等
- ⑤モデル勤務規定を作るなどして、指導員の雇用・労働条件の整備と均質・均等化を図る。
- ⑥障害児の豊かな放課後の生活を保障する仕組みを作る。
- ⑦県連協組織・事務局体制の充実を図る。
 - ・『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を通して
- ⑧子どもを真ん中に据えながら、保護者と指導員との連携を基礎にした活動を。

I. 行政施策の充実・改善のとりくみ

1. 総論 — 「施策の充実」と「制度の確立」 —

1998年に学童保育が、「放課後児童健全育成事業」として法制化されたことは、私たちの長年の運動の成果として大いに意義あることでした。しかし法制化された事業の内容は、国の公的責任があいまいで、最低基準が示されていないなど不十分なものでした。

学童保育をよりよいものにしていくためには、補助制度の充実など「行政施策の充実」が欠かせませんが、それとあわせて「制度の確立」が、緊急の課題となっています。

●「学童保育」施策の確立

深刻な少子化に対して社会全体で効果的な策を講じる必要が叫ばれています。国レベルでも、法制化・エンゼルプラン・次世代育成行動計画・少子化対策関連の法令整備等、私たちにとって「追い風」といえる動きがあります。厚生労働省が、「学童保育の適正規模」の研究を進めていることや、2003年度、埼玉県が独自の「運営基準」を策定し、その活用を図ろうとしていることなどは、こうした流れに沿うものといえます。

しかしその一方、福祉予算を削減し、国や自治体の責任を国民の自己責任に転嫁しようとする「社会福祉基礎構造改革」を進める流れがあります。政令指定都市を中心に広がりつつある「全児童対策事業」は、その事業があることを以て、学童保育事業を解消してしまおうという動きが見られます。また、指定管理者制度に象徴される「民間委託＝安上がりの施策＝公的責任の後退、放棄」の動きもあります。こうした学童保育に対する極めて強い「逆風」が吹き荒れていることにも、十分注意する必要があります。

こうした「逆風」を克服し、学童保育施策を充実させていくためには、「学童保育」を社会にとって必要な「制度」として位置づけ、整備することが必要です。

中でも緊急に取り組むべき具体的課題として、「学童保育の適正規模」「学童保育の大規模化」が指摘されています。

●施策の充実

制度確立と同時に、自治体施策の充実も急務です。元々遅れていた学童保育施策であり、特に民営や障害児学童保育クラブの運営状況は限界にきています。補助金額の増額・新しい補助施策の設置等、国・県のレベルで条件整備を求めています。

2. 国に対して— 公的責任に基づく施策の改善を —

全国学童保育連絡協議会（以下「全国連協」）・他都道府県と連携して、国の施策改善に取り組めます。

厚生労働省に対しては、①全国的な「運営基準」作り、②国庫補助基準の改善、③障害児学童保育施策の新設、④社会福祉政策全体の改善、を求めます。

①全国的な「運営基準」作りは、学童保育制度の確立のためにはぜひ必要な事項です。

2003年に全国連協がまとめた「運営基準」を示しながら、国の公的責任が明示され、子どもたちが毎日生活するのにふさわしい「学童保育専用施設」が確保されていて、専任の常勤指導員が常時複数体制で配置される内容を持った「運営基準」づくりを求めます。特に適正規模を明示し、「大規模問題の解消」が実現することを求めます。

また、そうした施策が実現できる「財政措置」も求めます。

②国庫補助基準の改善も、具体的な焦眉の課題です。人事院のマイナス勧告に連動した補助基準額の減額は、地域レベルの様々な施策に悪影響を与えています。補助単価の考え方そのものの改善を含め、現在の「放課後児童健全育成事業」の大幅な改善を求めます。

また、現場の感覚では決して十分とは言えない埼玉県補助事業ですが、全国的に見れば高い水準にあります。この水準の維持・向上のためにも、全国的な施策の大幅な改善が必要です。

③障害児学童保育施策は、近年、自治体レベルで設置が進んでいます。これを全国レベルの運動につなげていき、国レベルの施策を作るよう求めています。→VI

④社会福祉政策全体の改善も大切な要求です。「安上がりの福祉」路線からの転換を求め、他団体とも協力しつつ運動を進めています。→VIII

文部科学省に対しては、「地域子ども教室」への対応など、必要な取り組みを進めます。

3. 県に対して―「運営基準」に沿った抜本的な改善を―

（1）県施策の抜本的な改善を

2003年度に、埼玉県当局が学童保育の「運営基準」を策定したことは、制度化が遅れている「学童保育施策」にとって、大きな意味を持っています。県自らが定めた「運営基準」をてこに、抜本的な改善、学童保育施策の確立を求めています。

「運営基準」の活用の仕方について、県とも連携しつつ研究し、その実現を図ります。

●具体的な主な緊急改善要求項目

①学童保育クラブ一ヶ所あたりの補助基準額増を

：人事院のマイナス勧告に連動する形で、この数年間一ヶ所あたりの補助基準額が減額されています。現場の実態にあった補助基準の設定を求めます。

②施設整備を進めるための予算化を

：学童保育施設の建設予算として、「子育て支援の拠点施設整備費」（国の施策）があります。この内、県費負担がある「通常の整備（単独施設対象）」については、埼玉県は採用してきませんでした。県費負担も予算化し積極的に活用するよう求めます。

③障害児施策の改善を（→VI）

④障害児学童保育施策の改善を（→VI）

（2）県レベルの次世代育成行動計画への関わり

2004年から、埼玉県レベルの次世代育成行動計画作りが始まります。計画の策定委員会に参加し、よりよいもの、実のあるものを作らせる取り組みを進めます。

（3）県との連携を強め、「学童保育」制度確立を進める

①埼玉県とのタイアップ事業を増やす（→II）

これまで、指導員学校の共催など、県とタイアップ事業を行ってきました。今後もこの姿勢を維持しつつ、他の研究集会などもタイアップで実施する道を検討します。

②共同研究を行う（→II）

特に指導員の研修の体系化、指導員の資格問題などについて、県と共同で研究していく体制作りを検討します。

（4）市民参加型の政策立案・実行の流れに応じた働きかけ（→VII）

NPO立県を唱える上田県政下では、市民が計画段階から参画し、実施にあたっては官民協働で取り組む施策が、これまで以上に増えることが予想されます。県など行政側の責任がきちんと果たされており、安上がりの福祉に流れることは絶対に許さないことを前提とした上で、市民側も、施策の実現に向けて力を出していくことが求められます。その実現のために、NPO法人取得も視野に入れた、県連協の組織のあり方を検討します。

（5）県の基本施策を、福祉充実の方向に向ける運動（→VIII）

この間の県施策の「見直し」の大きな背景には、長引く不況で県税収が大きな減収になっていることや、大型公共事業は聖域化した上で「健全財政化計画」「行財政改革プラン」を進めている県の基本施策があります。ここを変えることなしに学童保育施策の改善は困難です。他の分野の方々や団体との共同を広げながら、県の基本政策の見直しと福祉施策の充実を求めています。

（6）県議会への働きかけ

すべての県議会議員に対して理解を深められるようにはたらきかけます。

県議会には、知事とは別な立場から県政をチェックしていく役割があります。この間、私たちのはたらきかけの結果、多くの政党・会派が学童保育の要望を掲げるようになっていきます。引き続き、県議会各会派と県議一人ひとりに対して、学童保育の果たしている役割や指導員の雇用と労働条件の実態を理解してもらえるようにはたらきかけます。

各地域連協等・各学童保育クラブでも、地域の課題を実現するための運動の1つと位置付けて、地域選出の県議会議員へのはたらきかけをすすめてみましょう。

とりわけ、県議会健康福祉常任委員、各党・各会派の福祉担当の議員への働きかけを進めましょう。

4. 市町村に対して

— 単独事業を充実させて、他市町村に誇れるまちづくりを —

1998年の法制化によって市町村は学童保育の「実施主体」と位置づけられ、「利用促進の努力義務」が課せられました。2003年に改正された新・児童福祉法では、「市町村は、学童保育（放課後児童健全育成事業）が「着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない」とより踏み込んだ規定となりました。また埼玉県策定の「運営基準」は、施設や職員配置など様々な側面で「あるべき学童保育」の姿を示したものとなっています。これらを積極的に活用しながら、市町村施策の改善を求めています。

今日、多くの市町村は、財政危機を理由に、住民サービスを縮小する方向の「行財政改革」を志向しており、改善を進めることは今まで以上に困難となっています。

しかし、そういう中でも、地域連協等や学童保育クラブの積極的な取り組みにより、十分な成果を上げている所も少なくありません。そうした地域に学びつつ、それぞれの地域の実態をふまえて、施策改善の取り組みを進めましょう。

（1）地域連協等・学童保育クラブの取り組み

市町村レベルでの、「学童保育」制度の確立と施策の充実を図りましょう

a) 次世代育成行動計画作りへの参画を通して—新座市の取り組みに学んで

2004年度は、次世代育成行動計画作りが本格化する重要な年です。今後10年間の施策の方向性を決定する重要な計画作りに対し、積極的に関わります。

関わり方は、①計画の策定委員に入って計画作りに参加する、②審議会を傍聴し、策定委員に意見を伝える等、様々な方法があります。総ての地域で計画作りに参加しましょう。

県内の新座市は、2003年度に計画策定の先行実施をしましたが、その過程で地域連協等として貴重な取り組みをし、成果をあげています。この新座市の事例に学ぶなど、県連協としても、地域連協等の取り組みに役立つ情報等を提供していきます。

b) 県が作った「運営基準」をてこにして

県が策定した「運営基準」は、その存在自体、また内容的にも評価できる所が多くあります。これを活用しながら、制度化・施策の向上に取り組みしましょう。

県連協としても、適切な活用例の交流・研究などを行い、「運営基準」が活かされる道を検討します。

c) 自分たちで作った「私たちの求める学童保育像」を元にして

—草加市・所沢市等に学んで

県内の地域連協等では、独自に「私たちの求める学童保育像」を作成し、それを元にして運動を展開し、成果をあげている所があります。そうした事例に学びつつ、各地域連協等などでも、地域の実情に沿いつつ、自分たちの要求を具体的な言葉にまとめ、行政や社会に対しアピールしていく取り組みが求められます。

d) 地域連協等・学童保育クラブでの具体的な課題

市町村への働きかけに関して、具体的な課題となる事柄には、下記のものがあります。これらの課題に対して、地域連協等と連携しつつ、取り組んでいきます。

- ①：新設・増設の推進—大規模問題への対応
- ②：指導員の身分・労働条件の改善
- ③：施設問題の改善（特に民営の場合）
- ④：障害児の受け入れ促進のための環境整備

（2）県連協の取り組み

県連協としては、市町村への働きかけに関連して、下記の取り組みを進めます。

a) 学習会・研究会の開催（予定している例）

- ①：県が作った「運営基準」とその活用方法を学ぶ
- ②：次世代育成行動計画に関する情報交換の場
- ③：指定管理者制度
- ④：文部科学省主催の「地域子ども教室」
- ⑤：指導員の研修体制の構築

b) 地域連協等・各学童保育クラブレベルの交流・活動の支援

- ①：ブロック活動の充実と整備—ブロック活動費の配分等
- ②：地域連協等・学童保育クラブへの支援—出張説明会等

Ⅱ．子どもの生活を豊かにするとりくみ -保育内容の充実、指導員の研修を中心に-

1．総論—子どものための学童保育、保育内容の充実を—

学童保育の役割は、共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守ること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守ることです。そのためには、学童保育の場が、年齢や家庭・生活環境、興味・関心も異なる大勢の子どもたち一人ひとりが、安全で生き生きとした豊かな放課後の生活を送れる場となる必要があります。

このことを実現するためには、指導員が一人ひとりの子どもに対し、また集団としての子どもたちに対し、十分な理解を元とした適切な関わりを持つことが欠かせません。そして指導員がそうした役割を果たすためには、①適切な研修を受けて保育力量を高めることが大切です。

また、「子どもの生活」を豊かにするためには、学童保育に対する②保護者（父母）の参画や、家庭における保護者（親）としての適切な関わりも必要なことです。（→Ⅳ）

すべての学童保育クラブで、また地域連協等の、保護者と指導員とで作っている組織において、子どもを真ん中に置いての共同の生活作りの取り組みを、充実させていくことが求められます。

さらには、そうした指導員・保護者の取り組みを支える、③行政等のサポートも重要な要因となります。（→Ⅰ）

県連協としては、県学童保育指導員連絡協議会（以下、「県指連協」と略）と協力して、上記の①②③の活動を積極的に進めます。（以下本節では、①を中心に述べます）

2．指導員の保育力量向上のための研修体制の整備

（1）体系的な研修プログラムとその実施体制の整備

体系的な研修プログラムとその実施体制の整備をはかります。

「学習・研究委員会」では、日々の研修作りを通して、研修の体系化とその実施体制について議論を深めます。

「指導員の専門性・資格・研修の体系化検討委員会」を再開させ、全国連協で作成した「指導員の研修課目試案」を参考にしながら、県連協版の「学童保育指導員の研修カリキュラムとテキスト」の見直しを進めます。

（2）県連協が実施している研修会の位置づけを高める

「運営基準」を活用したり、県とのタイアップ事業の充実・共同研究の実施等を通して、既に県連協主催で行っている研修会等の位置づけを高める取り組みを進めます。

（3）「保育指針」づくり

「運営基準」に対応する「保育指針」づくりも、学童保育の制度化の重要な課題です。これまでの実践・経験を踏まえつつ、あるべき「保育内容」を文書化した、「保育指針」策定を検討します。

（4）指導員会作りの促進と、その充実、組織化

県指連協と連携し、県内の指導員会作りの促進とその充実、指導員の組織化を図ります。指導員会と保護者会（父母会）とを結ぶ接点の役割も担って、指導員と保護者の相互理解と連携を進めます。

3．充実した指導員研修の実施

県指連協とも協力して学習・研修活動を進めます。特に「指導員の研修カリキュラム」の柱に沿って県連協主催の研修会の内容を体系的につくるよう努めます。（→2）

指導員や各地の指導員会は、研修会を仕事として位置づけて、積極的かつ主体的に参加し、保育力量の向上に努めましょう。

学童保育は保護者が参加することでより内容豊かにつくっていくことができます。保護者は、指導員が研修会に参加できるよう支援するとともに、保護者自身も、学習会・研修会に積極的に参加しましょう。

（1）県連協・県指連協共催の研修会

主として県内の学童保育関係者を対象に、下記の研修会を開催します。

〔A〕指導員を対象にした研修会

- 第19回指導員基礎講座（6月23日）
- 第32回指導員学校＝平成16年度放課後児童指導員研修会（10月頃予定）
指導員学校は、県と共同で、より充実したものとなるようとりくみます。
- 第5回新人指導員研修会（2005年3月予定）
- 第4回集中講座・障害児の生活づくり（2004年12月から翌年2月の間の2日を予定）

〔B〕指導員と保護者双方を対象にした研修会

- 第26回実践交流会（2005年2 or 3月、於伊奈町・県民総合活動センター・予定）
- 第33回研究集会（2005年2月9日予定）

〔C〕学童保育の当面する問題について研究・討議する

- 第20回合宿研究会（9月11～12日、於嵐山町・国立女性教育会館）

〔D〕指導員の労働条件の問題を考え改善を進めるために

- 第5回指導員労働問題講座（11月以降予定）。（→Ⅲ－2、下記も同）
- 第16回指導員の労働条件改善のための一日学習会（2005年1月予定）

（2）全国連協主催の研修

全国レベルや、県域を超えたつながりで開催される研修会も、埼玉を相対視するためにも貴重な機会です。以下の研修会・学習会に、積極的かつ主体的に参加しましょう。

- 第29回全国学童保育指導員学校・東日本会場（6月13日、於埼玉県立大学）
- 第39回全国学童保育研究集会（10月23～24日、於大阪府）

（3）地域レベル・学童保育クラブレベルでの研修活動の支援

県指連協とも連携しつつ、沿線ブロックレベル・地域連協等レベル・学童保育クラブレベルなどの、研修活動を支援します。

4．地域連協等・学童保育クラブレベルでの取り組み

地域連協等や学童保育クラブでも、研修活動に積極的かつ主体的に取り組ましましょう。

（1）保護者会（父母会）等で、子どもの話、保育の話をつなぐ

学童保育の保護者会（父母会）を、一人ひとりの親が子育てについての願いや不安、家庭の様子などを語り合える場となるように努力しましょう。指導員は、学童保育の子どもたちの生活の様子や学童保育の中で大切にしているものなどを伝えていきましょう。また、参加した保護者一人ひとりの声を引き出し、保護者と指導員とで一緒に子どもたちを育てていくことへの理解が深められる保護者会（父母会）が開催できるよう、役員とも協力しつつ、必要な準備をして会議に臨みましょう。

地域連協等は、保護者会（父母会）や指導員会で十分な子育ての話ができるよう援助するとともに、地域連協等の会議の場でも子育ての話ができるようにしましょう。

（2）指導員は研修会に積極的かつ主体的に取り組もう

a) 主体的な参加を

指導員の資質や技量、専門性を高めるためには、当の指導員自身が、地域指導員会や学童保育クラブの職員会議などで積極的に研修を進めることが欠かせません。また、県連協や全国連協主催の研修会にも積極的に参加しましょう。

その際に、経験のある指導員は、積極的に研修内容をリードする役割を果たしましょう。

b) 実践の振り返りを基礎にした研修・学習を

子どもをどう見て、どのように働きかけ、その結果どういった変化があったのか、などという一連の実践を、絶えず点検して確かめ合うことを目的として、私たちは、実践を記録すること、実践を率直に語り合うことを大切にしてきました。こうした取り組みを広げていきましょう。

（3）保護者会（父母会）・地域連協等レベルで、指導員を支える働きかけをしよう

保護者や運営者は、指導員が適切な研修会に参加できるよう、できるだけ努力をしましょう。また、研修の中身作りへも参画し、内容の充実に取り組みましょう。

（4）指導員会作りを進め、支援しよう

仕事を軸に励まし合う指導員会づくりを進めましょう。

指導員の職場は2人ないし3人程度の少数の職場です。指導員同士で日常的に仕事内容を確認め合うことや仕事上の規律を守っていくことが求められます。指導員会は気の合う者が偶然集ったサークルとは違います。指導員という共通の仕事を進める者（労働者でもある）として仕事内容を確認め合い、仕事を軸に支え励まし合う組織です。

複数の学童保育クラブがある地域ではぜひ指導員会をつくりましょう。1自治体に1学童保育クラブしかない場合は、近隣の指導員会に参加できるようにしましょう。

5．行政等からのサポートの充実（→Ⅰ）

6．「日本の学童ほいく」誌の活用

「日本の学童ほいく」誌は、保護者や運営者にとっても意義深い雑誌ですが、なによりも指導員の仕事に資するところが最大の、学童保育の専門誌です。

県内総ての指導員が講読し、研修会や日々の保育で利用・活用する取り組みを進めます。また指導員自らモニターになったり投稿するなどして、紙面作りに積極的に関わります。

7．実践記録集の活用

2004年度当初に、県連協創立30周年記念事業の一環として、「実践記録集」を発行します。この成果を各種研修などで活かし、指導員の保育力量の向上と、学童保育の社会的理解の向上につなげていきます。

8．指導員の資格をめぐる

残念ながら、現在の所、「学童保育指導員」には、制度化された資格はなく、公的な養成機関や養成カリキュラムもありません。しかし、30年以上に渡る保育実践の蓄積は、「学童保育指導員」の仕事が、一定の専門性を帯びたものであることを明らかにしています。そしてその蓄積の中から、埼玉県連協として独自のカリキュラム私案も策定し、それに沿った研修プログラムを構想しつつあります。

近年、埼玉県当局も、埼玉県独自の「学童保育指導員研修プログラム」や「学童保育指導員資格」の検討を考えているようです。

そうした県の動きと連動しつつ、学童保育制度化の一環として、埼玉県版の「学童保育指導員資格」の設置について検討していきます。

Ⅲ．指導員の雇用・労働条件の改善のとりくみ -あわせて、指導員の仕事の理解を深める-

1．総論—適切な条件でこそ良質の仕事を—

Ⅱで挙げた「子どもの生活を豊かにする取り組み」は、保護者の力も必要ではありますが、なんといっても指導員の働きにかかっています。学童保育にとって指導員はカナメの役割を担っており、経験を積んだ指導員は、その学童保育クラブのみならず、地域の学童保育全体の「宝」であるといえます。

そして、指導員にそうした役割を果たしてもらうためには、適切な雇用・労働条件が欠かせません。その意味で、雇用・労働条件の改善は、学童保育運動の最も重要な課題の一つをなしています。

しかし、現実には多くの地域で指導員の退職が相次いでいます。その根底には仕事内容に見合わない雇用・労働条件があることは明白です。

特に近年は、厳しい社会状況もあってか、保護者と指導員とが、雇用・労働条件をめぐる対立関係に陥ってしまうケースが少なくありません。

民営にあっては、確かに、保護者は雇用主であり、指導員は使用者側になります。本来、雇用者と使用者とは、双方が成熟した「社会人」として健全な労使関係を構築しながら、経営に関わっていくことが求められます。

加えて、これまでの学童保育の世界では、保護者と指導員とが、信頼関係のもとで協力しながら、子どもを真ん中に据えて、運営や事業を展開することが前提となってきました。このことも改めて確認し、保護者と指導員とがよく話し合い、相互理解を深めながら、連携して運動に携わることが必要です。

保護者は、豊かな保育内容を確保するためには、指導員の雇用・労働条件がよりよいものでなければならないことを改めて確認しつつ、同じ働く仲間として、指導員が安心して働き続けることができるよう、身分保障と労働条件の改善をすすめましょう。

指導員は、雇用・労働条件の改善を自らの課題として位置づけ、保護者と共にその改善に取り組みましょう。

また保護者には、指導員の仕事に対する理解を深め、それを行政・社会に対して浸透させる働きを進める必要があります。そのためには、先ず指導員自らが自分の仕事について、保護者他周囲の人々に理解・納得してもらえる「ことば」で「語る」必要があります。

○指導員の雇用・労働条件の改善をめぐる争点は何か？

自治体との間で指導員の雇用・労働条件が大きな争点となっている背景には、「行財政改革」などの自治体側の事情と同時に、指導員の仕事の意味や具体的内容について理解を

広げることに成功していない私たちの側の問題もあります（行政などが意図的に理解しようとしにくい問題もあります）。

そのため、私たち（特に、指導員）は、①実践を通して役割を果たせる学童保育をつくっていくこと②実践の中身を保護者と共有することで、指導員の仕事内容への保護者の理解を深めることなどを通して学童保育の内容と指導員の仕事の価値についての理解を広げることが必要となります。

このことと同時に、「午後から仕事」という言われ方に典型的に表れているように、指導員の勤務形態や勤務時間についての理解はまだ不十分です。また、私たちは、指導員の体制について「専任・常勤・常時複数が必要」と言いますが、これについても同様に十分には理解されているとは言えません。

このことに対して、子どもたちと地域の現状、親の実態、総保育時間、保育を成立させるための条件などの観点から、実態もふまえた分かりやすいものをつくって広げていく必要があります。

また、学童保育へのニーズが高まり、土曜午前中からの開設、夕方6時以降の開設など事業内容の改善が進む一方で、週休2日制の実施を始めとする指導員の労働条件の問題がなかなか進まず、局面で保護者と対立している状況も見られます。学童保育の事業内容改善と同時に、指導員の労働条件改善を一緒に進めていく必要があります。

2．県連協としての取り組み

（1）県施策充実への働きかけ（→Ⅰ）

（2）内部の学習会等で知識と認識の向上を

「労働条件改善委員会」を継続して開催し、労働条件改善へ向けての運動を進める他、指導員の仕事の理解を深める運動も進めます。

これらの取り組みの一環として、下記の学習研究会を開催します。

①第4回指導員労働問題講座の開催（→Ⅱ－3）

指導員は、民間・共同学童保育の場合は保護者・保護者会（父母会）に、公立公営の場合は行政に雇用されている労働者です。しかし、労働基準法などの基本的事項を理解しないで雇用している・されている保護者会（父母会）・指導員も見られます。仕事内容の実態に見合わない身分と労働条件の指導員のいる公立公営も少なくありません。

そこで、労働基準法などの労働者としての法や権利などについて学ぶ講座を指導員連絡協議会と共催の形で開催します。

②「第16回指導員の労働条件改善のための一日学習会」（→Ⅱ－3）

（3）モデル勤務規定、統一勤務規定案、働き方のルール、の作成

指導員の雇用・労働条件がなかなか改善されない原因の一つに、「モデル勤務規定」のような、働き方のガイドラインが存在しないことがあります。誠に多様である現状から考えると難しそうに見えますが、学童保育の制度化の一環として、「モデル勤務規程」のよ

うなガイドラインの策定は、有効な手だてであるといえます。

労働条件委員会等を中心にして、モデル勤務規定や働き方のルールについての、検討を行います。

（４）求人・募集活動をめぐって

近年新しい指導員を募集し、雇用するケースが数多く見られます。民営では、個別の学童保育クラブで対応したり、統一運営体で一括して採用する等、様々なやり方が見られますが、募集の仕方や採用の基準なども、統一的なガイドラインもなく、それぞれ個別で、ある種場当たり的に行っているのが現状であると思われます。

しかし、指導員という職業を高い専門性を持つ仕事であると位置づけるならば、それにふさわしい能力と素質を持った人材を、適切な選抜方法によって確保する必要があるでしょう。求人活動は、指導員とは何か、どんな仕事をする職種なのかを、社会に対して表明する場でもあるわけです。

新しい指導員を募集し、選抜する際に、選抜の基準、参考となるような事柄がまとめていることは、必要なことかもしれません。

県連協レベルで、「指導員の仕事」という問題と関連させて、「求人・募集活動」をめぐる課題や問題点の検討に着手します。

３．地域連協等・学童保育クラブレベルの取り組み

指導員の雇用・労働条件や指導員の仕事の理解を深める取り組みは、地域連協等や学童保育クラブレベルでも大切な課題の一つです。公設公営と民営の場合で、課題が異なる部分もありますが、共通する問題については協力しながら取り組みを進めましょう。

（１）地域連協等では

地域連協等では、学童保育のあり方、指導員の仕事と専門性、身分と労働条件の改善の必要性等について論議をした上で、「私たちの願う学童保育の内容と施策」をつくりましょう。そして、私たちの要望を地域・行政・議会に伝え、市町村施策の改善を求めていきましょう。（→Ⅰ）

（２）公設公営では（→Ⅴ）

（３）民営では

民営の学童保育クラブでは、指導員の雇用・労働条件について真剣に話し合いましょう。保護者会（父母会）・地域連協等では、指導員の意見・要望をていねいに聞き、指導員の雇用と労働条件の改善について話し合いましょう。そして、勤務規程の作成、賃金や社会保険などの労働条件の改善を進めましょう。また、地域内での指導員の労働条件の統一化を進めましょう。

市町村施策の改善を待つだけでなく、保護者負担のあり方の検討等を進めることも必要

でしょう。

●県連協は、民営学童保育において、指導員を雇用する上で理解しておいてほしい基本的事項や実務について記した「民間（共同）学童保育指導員の賃金・労働条件の実務の手引き」（１９９７年９月）、指導員の労働者としての諸権利をまとめた『指導員労働問題連続講座講義録～“労働者としての指導員”の法制度上の諸権利を学ぶ』（２００１年１０月）を作成しています。これらも参考にしてください。

IV．保護者会（父母会）活動の充実

1．総論—元気な保護者会（父母会）で豊かな学童保育を—

これまで学童保育運動の中で大切にされてきたことは、利用者である「保護者」各人が、それぞれの力を出し合いながら、指導員と連携しつつ、学童保育の改善のために取り組んできたことです。その実際の場合、保護者会（父母会）です。多くの保護者が参画して学童保育が運営され、運動が展開されることが大切であることを改めて確認し、その実現のために力を注いでいきましょう。

また、より広範な組織である地域連協等も、保護者と指導員とが共同で運動を進める母体となるものです。公正・公平で透明性の高い組織作りと運動作りを進めましょう。

2．県連協では

（1）保護者会（父母会）がある地域やクラブに対する働きかけ

研究会・学習会等を通して、保護者会（父母会）の大切さや、元気な保護者会（父母会）を作るノウハウなどを伝え、保護者会（父母会）活動の活性化を図ります。

●全国連協は、「父母会ハンドブック」を作成しています。活用してください。

（2）保護者会（父母会）がない地域やクラブに対する働きかけ

公立公営のみならず、民営においても、保護者会（父母会）が存在しない地域・クラブ、地域連協等が存在しない地域もあります。埼玉県策定の「運営基準」でも、「保護者の運営参加」が奨励されています。この「運営基準」も活用しながら、保護者会（父母会）・地域連協等がない地域・クラブに対し、「保護者の組織を作る」働きかけを進めます。

3．地域連協等・学童保育クラブでは

市町村レベルの保護者組織の中には、個別クラブの「連絡協議の組織」であるところや、それ自身が学童保育クラブの「運営主体」となっているところもあります。

いずれにせよ、一人ひとりの保護者が、日々の保育やクラブ・地域組織の行事や運営に、主体的かつ積極的に参画しましょう。行事の多忙さ、運営の困難など難題は少なくありませんが、「共同の子育て」の豊かさと楽しさを糧にして、力を出し合っていきましょう。

V．公立公営の課題

1．総論—公立公営ゆえの課題も—

公立公営という運営形態は、自治体が学童保育事業について基本的な責任を担っているという点で、総論的には評価すべきあり方です。しかし、個別に見てみると、保育内容や指導員の雇用形態・労働条件の面で、また保護者の参画や指導員との連携の面で、民営に比べて不十分な地域も多くあります。

また、埼玉県の2003年度予算において、公営学童保育については、2002年度よりさらに補助基準単価が減額されました。これに連動した、保育料増等の利用者負担増ないし事業・サービス内容の低下が危惧されます。

こうした実態の改善に向けて、「公立公営委員会」を中心に取り組みます。

2．学習・交流の場の設置

この間、公立公営学童保育のある地域で、地域連協等などを中心として運動を進め、先進的な役割を果たしたり、施策が改善されるなどの成果も現れています。しかし、なお多くの公立公営学童保育では、行政のカベに阻まれて、保育内容や指導員の身分・労働条件などの問題、保護者の要求などが顕在化しない傾向があります。

こうした事態を打開するためには、要求を交流しあって顕在化させる場や、施策・社会状況等について学び合う場が必要です。そのためには、保護者会（父母会）・地域連協等といった組織づくりが不可欠です。県連協としても、様々な学習・交流の場を設け、議論・運動の活性化を図ります。

（1）研究集会等の場を利用した交流会の開催

研究集会で分科会を設けたり、宿泊を伴う研究会の場で、夜間に交流会を実施します。

（2）特定のテーマに基づく学習会の開催

公立公営に関わるテーマでの学習会も開催します。本年度は「指定管理者制度」をめぐる議論を中心とします。

●「指定管理者制度」とは

2003年6月の地方自治法「改正」によって生じた制度で、法人その他の団体で、当該自治体の指定を受けたもの（指定管理者）が、公的な施設の管理を委託されることができるというもの。これまで社会福祉協議会（以下「社協」）など、一定の公共性が認められていたものにかぎられてきた「管理委託先」を、株式会社などに「門戸開放」したもので、「官から民へ」の「自治体リストラ」の流れにあると考えられる。社協等への委託で行われてきた事業は、2005年9月までに「指定管理者制度を導入する」か「直営方式」に

もどすのかの選択を迫られることになっており、社協や事業団委託で実施されている公立公営学童保育などにとって、緊急な課題となる。

（３）公立公営委員会の活動

公立公営に共通する課題・問題について、継続的に研究・学習する場として設置します。

３．保護者と指導員との連携強化の取り組み

公立公営学童保育の課題を解決するには、保護者会（父母会）づくりが不可欠です。先ず複数の保護者で集まり、意見交換をしましょう。また指導員も、自らの保育力量を高めるためには、指導員同士で学習し合うことも大事ですが、「保護者との連携なくして良質の保育はできない」ことをしっかりと認識し、保護者と話し合う場を積極的に設けるよう努力する必要があります。

2003年度に埼玉県が策定した「運営基準」にも、保護者の運営への主体的な参画が謳われています。この「運営基準」をてこにしつつ、保護者の参画・保護者と指導員との連携促進、（保護者会（父母会）がないクラブでの）「保護者会（父母会）作り」を進める取り組みをします。

保護者（会）・指導員（会）・地域連協等は、「私たちの願う学童保育の内容と施策」をまとめ、行政に対して要望していきましょう。当面、県施策変更に伴って予想される市町村施策の後退を阻止するよう、はたらきかけましょう。

●運動の展開にあたっては、県連協が作成した冊子『公立公営指導員の身分・雇用形態の課題と問題点を学び、改善の方向を考える』（2000年9月）も活用してください。

４．行政主導の「公立化」にどう立ち向かうか

ここ数年、県下各地で当事者の意向を聞かずに「公立公営化・委託化」が進められている地域の運動の教訓としては次のようなことが挙げられます。

- ①「新規に公立でスタートする」という行政の言い分に対しては、これまで行政が十分に実施しないところを父母たちが運営してきたのであって、事業そのものは継続していること、事業の実施主体である父母たちの声を聞くのは当然であることをはっきりさせる。法制化によって、「父母会は第2種社会福祉事業の実施主体となった」という事実や県こども家庭課の「住民の意向を尊重する」というという課長通知（1998年3月18日付、2000年1月18日付）なども活用できます。
- ②これまで父母と指導員とで共同でつくってきた保育内容や到達点を改めて確かめる。
- ③保育内容を低下させないカギは指導員の雇用の継続と労働条件の安定にあることを指導員の中だけではなく、父母と指導員の共通の認識としてはっきりさせる。
- ④運動にあたっては、父母と指導員の団結を常に大事にしていく。
- ⑤父母との共同を前提としながらも、指導員は労働者の立場から独自に可能なとりくみを進める。

VI．障害児の豊かな放課後を保障するとりくみ

１．総論—学童保育クラブへの障害児入所と障害児学童保育—

障害児の放課後や学校長期休業中の生活については、近年ようやく目が向けられるようになってきました。公的支援などまだまだ不十分なところだらけですが、この点について「学童保育」が担いうる役割は少なくありません。

障害児・者と健常児・者とが、ともに豊かな生活を送ることのできる社会づくりのために、障害児の豊かな放課後を保障する取り組みを進めます。

障害児が学童保育に関わる形態としては、健常児が多数を占める学童保育クラブ（以下「一般学童保育」と称す）に障害児が通所する場合と、基本的に障害児のみが通う「障害児学童保育」とがあります。前者は、国の施策である「放課後児童健全育成事業」の対象となりますが、後者は上記事業の対象とはなりません。よって、公的支援も、埼玉県及び市町村の単独事業のみとなっています。

２．一般学童保育への障害児入所の促進

（１）施策の現状と課題

2003年度、従来は「障害児3人入所」から適用されていた、埼玉県の「指導員加配補助制度」が「障害児1人入所」からの適用に改善されました。このことは、県下すべての学童保育クラブが、入所を希望する障害児の受け入れ促進を要請されていると受けとめる必要があります。

現行の補助額や制度は、必ずしも十分とは言えませんが、これを積極的に活用して、障害児と健常児とが、ともに豊かに育つ社会作りに向けて、努力する必要があります。

（２）私たちの取り組み

a) 希望者の入所促進

障害児受け入れの要望がありながら、実現できていない学童保育クラブでは、この施策を積極的に活用して、まず、1人目を受け入れましょう。

県連協が作成した『障害児受け入れ促進のための指針・方針の検討』（2001年5月）を地域で討議して、それぞれの地域の実態をふまえた方針・指針づくりを進めましょう。

b) 保育内容の充実

障害児を受け入れるにあたっては、障害についての理解や障害の種類・程度に応じた、適切なケアの体制作りが必要です。県連協として、障害児の受け入れや障害児の生活づくりなどについて学習の機会を設けると共に、専門委員会での研究を進めます。（→3）

3. 障害児学童保育

県の障害児学童保育施策（養護学校放課後児童対策事業）は、1999年度から補助基準が緩和されるなどの改善が図られましたが、子どもと親たちの実態からいえば、まだまだ不十分なものに留まっています。

また、養護学校児童以外の小中学校の障害児学級の子どもたちを対象にした学童保育も生まれており、それに対応した施策の改善も求められています。

（1）制度の確立と施策の充実

障害児を中心とした学童保育、もしくは放課後の生活を豊かにする取り組みは、現在まだ入口に入った程度で、きちんとした制度化がなされていません。一般学童保育にあっても「制度」が確立していないことの弊害は大きいのですが、障害児学童保育にあっては、問題はより深刻です。

行政に対して、制度の確立と施策の充実を求める運動を進める一方、どういう制度・施策がより実態に即したものであるのかについて、県連協としても学習・研究を進め、よりよい制度・施策が実現するよう取り組みます。

（2）保育内容の充実

障害児を中心として営まれる障害児学童保育の生活は、健常児を中心とする一般学童保育での生活とは、同じ面もあれば、異なっている面もあります。また障害児学童保育では、中等部・高等部の生徒も通っていることから、小学生を対象とする場合とは異なる側面を持つこともあります。こうした障害児学童保育の特色を踏まえた「保育実践」が求められています。

障害児学童ブロックを中心に、保育内容の充実に取り組みます。

（3）組織強化の取り組み

a) ブロック活動の充実

現場では多くの困難を抱えつつ、各学童保育クラブから人を出してブロックを構成し、交流と励まし合い、保育内容の向上などに努めています。今年もこの活動を継続充実させていきます。

b) 独立組織化の検討

障害児学童保育に関する活動が豊かに展開される方法の研究を進めます。現行の「県連協の一ブロック組織」としてのあり方が最も適切であるのか、も含めた、組織のあり方を検討します。

c) 全国組織作りへの参加

現在、東京都・千葉県・埼玉県の障害児関連の団体を中心に、「障害児の放課後の生活を豊かにするための全国組織」立ち上げの話が進んでいます。埼玉県連協としても、この

動きを積極的に進めるよう取り組みます。

d) 作り運動の支援 他

現在県内には36校の盲・ろう養護学校があり、障害児学童保育は25ヶ所あります。未設置の養護学校の保護者などから支援の要請があれば、作り運動を支援していきます。

また障害児学童保育を願う親のいる地域では、地域として障害児学童保育作りに協力しましょう。

また、行政への働きかけなどの運動面での連携や、日常的な交流を通して、相互理解と連帯を深めましょう。

VII. 県連協（及び事務局体制）の組織整備・拡充のとりくみ

1. 総論―「あってよかった県連協」を目指して―

ほとんどゼロからスタートした学童保育運動が、戦後これほどまでに推進されてきたのは、学童保育を必要とする子どもたち・親たちがたくさんいて、それを支えようとする指導員がいて、それぞれがそれぞれなりに力を出し合い、協力し合ってきたことが基礎にあります。しかし、そうした保護者・指導員の思いや願い、働きを形にし成果としてまとめるための、様々な取り組みがなされ続けなければ、運動の進展はなかったでしょう。

この点で、早い時期から専従職員を設けた「連絡協議会」組織が作られ、機能してきたことは、今日の埼玉県における学童保育のあり方に大きな成果をもたらしてきました。確かに埼玉県の単独施策が、他県に比して手厚かったことも、運動を進める力になったことは間違いありません。しかしそうした施策を実現させたのも、私たち自身の働きの成果であったことを、改めて確信する必要があります。

その埼玉県内でも、近年の社会情勢の影響もあって、保護者会（父母会）・指導員会や地域連協等の活動に対し、負担に感じたり、距離を置こうとする人々が少なくないのが現状でしょう。

しかし、私たちはそんな時代だからこそ、保護者同士で、指導員の手を借りながら行う「豊かな共同の子育て」を大切にし、その実現のために力を出し合い、励まし合っていくことが必要であると考えます。

そして、埼玉県内にあっては、埼玉県学童保育連絡協議会が、そうした運動の一つの牽引役とならなければならないことを、強く自覚する必要があるでしょう。県内外の人々から「あってよかった県連協」といわれることを目指して、県連協の組織整備・拡充に取り組めます。

また地域連協等や各学童保育クラブでも、県連協の存在意義や役割、埼玉県全体で連携する意義を考え、力を出し合って県連協に結集するとともに、「こうしてほしい」「かくあるべきだ」という意見や要望もどんどん出し合っていきましょう。

また沿線ブロックその他の機会を用いて、近隣の地域やクラブとの相互理解と連携を深め、地域・クラブレベルからの運動を作っていきます。

2. 県連協の組織拡大・強化

県連協の活動を大きく展開させるには、より多くの学童保育クラブが県連協に加盟し、連携の輪を広げていくことが大切です。このことを実現させていくために、以下の取り組みを進めます。

（1）学童保育の作り運動、連絡協議会づくりを支援

学童保育の作り運動を支援し、県連協に加盟する学童保育を増やしていきます。

また、複数の学童保育クラブがある地域には、地域連協等づくりを支援し、進めていきます。

（2）県連協加盟クラブを増やす

県内には、まだ県連協に加盟していない学童保育クラブがあります。研究会への参加呼びかけや指導員ルートなど、様々な形でそれらのクラブへ呼びかけ、加盟クラブ増を図ります。

（3）地域連協等の組織化・組織の強化を支援

県内には、学童保育クラブはあるものの、組織化されていない市町村や、一応組織はあるものの運動体として力を持てていないところもあります。そうした地域に対し、それぞれの現状を踏まえつつ、よりよい組織となるような支援・援助をしていきます。

（4）クラブレベルの組織化・組織の強化を支援

県全体、あるいは地域連協等の活動・運動の基礎になるのは、なんといっても学童保育クラブレベルでの、保護者・指導員の組織です。

地域連協等は、学童保育クラブの組織化・組織の強化に取り組ましましょう。県連協としても交流の場の提供や情報の提供、財政活動の支援などを行います。

（5）県内の組織化の現状把握と研究、『日本の学童ほいく』誌の普及拡大

上記の活動を展開するためには、県内の組織化の現況を把握する必要があります。『日本の学童ほいく』誌は、その普及率などが組織化のバロメーターとなっているともいわれます。その他の独自の調査なども踏まえ、組織化の現状を把握した上で、効果的な組織化・組織の強化策の研究を進めます。

また、『日本の学童ほいく』誌は、全国連協や県連協の財政収入の大きな部分も占めています。学童保育を利用しているすべての世帯と指導員が購読することを目指して、普及拡大に取り組めます。

また、「第10回『日本の学童ほいく』誌の内容充実・普及・実務改善のための会議」を開催する他、運営委員会や代表委員会の場を通して、雑誌の価値や利用方法などについて、意見の集約と共有化を図ります。

3. 県連協の活動の充実

（1）情報宣伝活動―HPの開設、メーリングリストの構築

県内の学童保育をめぐる情報の収集と発信を行う一方、地域やクラブ相互の交流の場づくりを進めます。

県連協では、国や県の動きなど学童保育に関連する様々な情報、各地域の学童保育の動きや地域連協等のとりくみなどを日常的に把握し、各地に情報を提供していきます。

とりわけ、近年はインターネットの普及が著しいことから、ホームページの開設を検討します。またメーリングリストの構築など、情報伝達力を高めるべく努めます。

また、様々な会議の場で、各地域の実態や運動の交流ができるようにしていきます。

（２）地域連協等・学童保育クラブの相談活動

これまでも、地域連協等や学童保育クラブレベルでの各種の相談が、県連協の事務所に持ち込まれることが数多くありました。県連協は、埼玉県内をカバーする唯一の学童保育専門団体として、こうした相談に真摯に対応し、適切なアドバイスその他の支援をする役割を担っています。今後も、県当局とも連携しつつ、積極的に相談活動を展開していきます。

（３）調査研究活動

これまでも、県内の学童保育に関するデータを、県連協に求められたことがありました。今後も、県内の学童保育諸団体・県当局とも連携しつつ、必要な調査研究活動を展開し、学童保育の充実につなげるべく努めます。

（４）各種専門委員会活動の充実とその見直し

以下の各専門委員会活動を2004年度も積極的に進めていきます。

また、各委員会が効果的・効率的に進められるように工夫・努力するとともに、それぞれの委員会のあり方そのものも再検討していきます。

○指導員の労働条件改善委員会（→Ⅲ－２）

○公立公営委員会（→Ⅴ－２）

○学習・研究委員会（→Ⅱ－２）

・県連協主催の研修会の内容づくりを行います。

○障害児問題専門委員会

・「障害児担当指導員研修体系づくり」を進めます。その一環として「第4回集中講座 障害児の生活づくり」を開催します。

○指導員の専門性・資格・研修の体系化検討委員会（→Ⅱ－２）

（５）ブロック活動の充実とその見直し

学童保育がある自治体は、埼玉県内の85の市町村に及んでいます。そのため、総会や代表委員会のように全体が集まる場の他に、地域の方々が集いやすい形で鉄道沿線毎に県内を5つのブロック（沿線ブロック）と障害児学童保育ブロックに分割し、そこを基礎に活動しています。

ブロック活動は、定例会議を軸にして、①地域の実態や運動の交流と相互援助、②県連協の方針の具体化を図っています。

沿線ブロック会議を、互いに学び合い励まし合えるようにつくっていきましょう。

そのため、すべてのブロックから「ブロック選出の県連協副会長」「ブロック責任者」を選出します。

（６）課題別交流会の充実とその見直し

県連協として研究・検討が必要な課題について、課題別交流会・学習会を適宜開催します。以下は予定している交流会。

○公立公営交流会（公立公営委員会主催）

○指定管理者制度に関する学習会

○第10回『日本の学童ほいく』誌の内容充実、普及、実務改善のための会議（県連協運営委員会主催）

（７）三役会議、運営委員会、代表委員会の充実とその見直し

それぞれの会議の役割に応じた内容の充実を図ります。総会に次ぐ決議機関である代表委員会では、県内各地域の交流・学習の場としても位置づけ、充実させます。

４．県連協事務局組織の充実・整備

（１）事務局体制の強化

県連協の活動にとって、専従事務局の存在は「要」となっています。その働きを促進するために、下記の活動に取り組みます。

ａ）専従の雇用・労働条件の整備

2004年度の総会において、新たな「専従勤務規程」を設けました。これを遵守した適正な雇用を行いつつ、更に雇用・労働条件の整備を進めます。

ｂ）専従複数体制の検討

現在の事務局の仕事量から見て、「正規職員一名」の体制は限界にきています。財政状況なども勘案しつつ、専従複数体制の実現を検討します。

ｃ）専従事務局職員会議

県内には12市町の地域連協等に専従事務局職員がいて、運動を支えています。専従事務局職員は、保護者とも指導員とも異なる仕事を担っているため、職員同士の交流と励まし合いが必要です。そのため、県連協の事務局が中心となって定例会議などを開催します。

また全国の専従事務局職員とも連携を保ち、職員としての力量向上に努めます。

（２）事業活動・財政活動の充実

県連協としての活動に必要な財源を確保するために、次のことにとりくみます。

ａ）加盟学童保育クラブ数を増やし、会費収入増を図ります。

ｂ）『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額を図ります。

ｃ）『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。

ｄ）県連協独自に、運動や保育の役立つ冊子・図書を発行します。

ｅ）有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加費増を図ります。

ｆ）各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。

ｇ）各種基金会計の充実を図ります。

ｈ）その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。

i) 助け合い基金（※注）の有効な活用を図ります。

※「助け合い基金」

1985年に埼玉で開催された第20回全国学童保育研究集会の剰余金をもとに「学童 保育の発展と充実のために運用するものとし、具体的には、つくり運動時の援助資金、また運営困難学童保育および地域連絡協議会への一時的援助資金とする」（助け合い基金運用規定）という趣旨で設立しました。その後、出版社からの財政援助や、県連協20周年事業、29回全国研究集会収益などから繰り入れがあり、基金総額は520万円となっています。

（３）会費の値上げの検討

専従複数体制の実現を視野に入れて、県連協会費の値上げを検討します。

（４）県指導員連協・障害児学童保育ブロックとの関係検討

現在、県指連協と県連協とは、一応別の組織ですが、研修会を共催するなど、相互に協力関係にあります。また、県指連協から県連協の副会長を出すなど、組織的にも深い関わりを持っています。

また、障害児学童保育ブロックは、県連協の内部に位置づけられている組織ですが、障害児学童保育として独自の課題を抱え、運動を進めている側面もあります。

この二つの組織と県連協とは、もちろん深い関わりを持っていますが、それぞれ独立して独自の活動を展開する方がよいケースも見られます。そこで、この二つの組織と県連協との関係について調査検討し、よりよいあり方を追求していきます。

４．政令指定都市・中核都市との連携・関係の構築

2003年4月から、さいたま市が政令指定都市に、川越市が中核市に移行しました。政令指定都市も中核市も、自治体としては県と同等の権限を持つようになります。政令指定都市は基本的には県から独立した自治体となります。

政令指定都市、中核市独自の自治体の特徴はありますから、施策の維持・改善に向けては、それぞれに独自のとりくみが必要なことは言うまでもありません。同時に、学童保育の運動の基本は保護者と指導員の願いをもとに国・自治体に対して施策改善を進めていくもので、それは通常の自治体でも同様です。その意味から、県内、近隣の運動から学ぶことはたくさんあります。

政令市、中核市と県連協との関係のあり方を整理していくためにさいたま市連協、川越学童保育の会と必要な協議を行います。

VIII．他団体等と共同したとりくみ

１．総論―「自分のところだけがよければいい」はありえない

「埼玉県の学童保育」は、「日本全体の学童保育」のあり方と無関係ではあり得ません。また、「学童保育」と限ってみても、「福祉政策全体」のあり方と多くの点で関連するものです。それは各市町村における「学童保育」のあり方が、他市町村のそれと無関係ではあり得ず、また、当該市町村の「福祉施策全体」と関連するものであることと、同様のことです。

よって、「埼玉県の学童保育」をよくするためには、「日本全体の学童保育」をよくしなければならず、同時に「福祉政策全体」がよいものでなければなりません。

２．学童保育関連団体との連携

（１）全国連協との連携

全国連協は、学童保育に関する唯一の全国的組織です。埼玉県連協としても、この組織に結集し、全国的な運動の推進に力を出していきます。また様々な機会を捉えて、全国的な動きを学び、県内の運動に役立てていきます。

●Ⅲ章でふれた以外の全国連協関係の行事・会議等

- ①全国連協総会：年1回、全国研の前日に開催。
- ②全国運営委員会：年5回程度開催。県連協の会長と専従が参加します。
- ③全国合宿研究集会：年1回、全国研を開催する地区で開かれ、様々な課題について議論します。
- ④政令指定都市交流会：数年前から年1回開催されています。

（２）他都道府県連協などとの連携

①北関東合宿研究会

近年、栃木県・茨城県・群馬県の三県で行っていた「北関東合宿研究会」に埼玉県からも参加するようになっていきます。今年も参加し、学習研究に努めます。

②他都道府県の学童保育関係者との連携

近年、県連協が主催する学習会等に対し、他都道府県の学童保育関係者が参加を希望するケースが増えています。こうした機会を学びあいの機会と捉え、積極的に学習を進めていきます。

３．関連諸団体との連携

社会福祉の分野から基本的には措置制度を撤廃し、利用契約によるサービス事業とするなどを内容とした「社会福祉法」が、2000年4月から施行されました。民間企業を含めた「多様なサービス主体の参入」により「適正な競争を促進する」など「市場原理を活用」した制度に構造的に変えていく動きが広がることにより公的な責任や内容の低下が懸念されます。

この間の県施策の「見直し」の大きな背景には、長引く不況で県の税収が大きな減収になっていることや、大型公共事業は聖域化した上で「健全財政化計画」「行財政改革プラン」を進めている県の基本施策があります。私たちの願う学童保育の制度・施策の確立のためには、こうした流れに対して公的責任を対抗軸に、福祉の充実を担う人たち、団体と共同して運動を進めていく必要があります。

（１）県連協としての加盟・参加団体

県連協として加盟・参加している下記の団体・組織の活動にとりくみます。

- 埼玉県保育問題協議会 ○埼玉母親大会実行委員会
- 埼玉の福祉を守れ！実行委員会 ○さいたま住民大学実行委員会

（２）労働組合との協力・共同

県内には指導員の参加する労働組合があり、独自のとりくみを展開しています。

県連協として、共通した課題を持つ団体として互いに連絡を取り合っています。

□ 年 間 予 定 □

○代表委員会 ＊地域連協等・学童保育から代表の参加をお願いします

7月3日、9月11日、10月 1月 4月

○県との予算の話し合い ＊地域連協等・学童保育から代表の参加をお願いします

10月ないし11月の平日の午前中の予定です。

○研修会・学習会・交流会

5月30日	第32回県研究集会	於：埼玉県立大学
6月13日	第29回全国指導員学校	於：埼玉県立大学
6月23日	第19回県指導員基礎講座	於：さいたま市内
9月11～12日	第20回県合宿研究会	於：嵐山・国立女性教育会館
11月以降	第5回指導員労働問題講座	於：未定
10月23～24日	第39回全国研究集会	於：大阪府・大阪市
11月	第32回県指導員学校（平成16年度放課後児童指導員研修会）	於：埼玉県立大学
12～1月	各沿線ブロック交流会	於：ブロックごとの会場
12～2月	第4回集中講座・障害児の生活づくり	於：さいたま市内
1月	第16回指導員の労働条件改善のための一日学習会	於：さいたま市内
2～3月	第26回県実践交流会	於：嵐山・国立女性教育会館（予定）
3月11日	第10回『日本の学童ほいく』誌会議	於：さいたま市内
3月	第5回新人指導員研修会	於：さいたま市内
5月28日	第33回県連絡協議会総会	於：さいたま市内
5月29日	第33回県研究集会	於：埼玉県立大学（予定）

●本議案書における用語について

○「全国連協」…全国学童保育連絡協議会。

○「県連協」…埼玉県学童保育連絡協議会。

○「県指連協」…埼玉県指導員連絡協議会。

○「地域連協等」…市町村連絡協議会や、統一運営体としての「学童保育の会」、NPO法人組織など、市町村レベルでのまとまっている組織。

○「学童保育クラブ」…個別の学童保育所。

○「保護者会（父母会）」…学童保育クラブごとの、保護者（父母）の組織。

○「一般学童保育」と「障害児学童保育」…健常児（小学生）と障害児（主として小学生）の両方を保育対象としており、放課後児童健全育成事業の補助対象となっている（あるいは補助対象となる要件を備えている）ものを、「一般学童保育」と称し、主に養護学校に通う障害児（小学部・中学部・高等部）を保育対象としており、放課後児童健全育成事業の補助対象となっていないものを「障害児学童保育」と称しています。

○「運営基準」…昨年度、埼玉県が策定した「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」。